

<第三位以降の児童に>

月額3,000円を支給

児童手当制度については、わが国の社会保障制度の長い間の懸案でありましたが、ことしの5月27日に児童手当法として公布され、昭和47年1月1日から実施されることになりました。この児童手当の具体的な特徴としては

- 全国民を通じた単一の制度であること。
- 捐出と給付に直接関係ない新しい社会貢献拠出金を導入したこと。
- 手当の支給は市町村長を通じて行ない、地方公共団体の負担を加えたこと。
- 公務員等については、その特殊性から、児童手当支給についての手続きと財源負担の特例をもうけたことなどです。

また、費用の負担については、被用者に対する費用は、事業主10分の7、国10分の2、都道府県、10分の0.5、市町村が10分の0.5となっています。

被用者以外に対する費用は、国6分の4、都道府県6分の1、市町村6分の1、となっております。また、公務員等に対する費用は、国、地方公共団体および公共企業体がそれぞれ負担することにしています。以下は、この制度の概要です。

①児童手当制度とは

この制度は、県、市と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって家庭生活の安定と次の世代の社会をなう児童の健全育成、資質向上をはかることを目的としています。

②児童手当を受けることができる人は

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

(イ) 18才未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が義務教育終了前（昭和47年1月から48年3月までは5才未満）の児童であること

(ロ) その人の前年の収入が、一定の額（扶養親族が5人の場合200万円）に満たないこと。

なお、この児童手当は各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

③児童手当の額は

児童手当の月額は、3人以上の児童のうち、出生順にかぞえて3人目以降の児童で、義務教育終了前（当初は5才未満）のもの1人につき3,000円です。

<当初の支給月額例>

—47年1月1日～48年3月31日まで

()の数が3,000円にかかる数)

児童が8才、7才、[4才]、[3才]の4人の場合

$3,000 \text{ 円} \times 2 = 6,000 \text{ 円}$

児童が16才、10才、7才、[4才]の4人の場合

$3,000 \text{ 円} \times 1 = 3,000 \text{ 円}$

児童が4才、3才、[1才]の3人の場合

$3,000 \text{ 円} \times 1 = 3,000 \text{ 円}$

※「義務教育終了前の児童」は

制度発足の昭和47年1月1日から昭和48年3月31日までは——

●昭和42年1月2日以後に生れた児童（47年1月1日現在で5才に満たない児童）とし

昭和48年4月1日から、昭和49年3月31日まで

●昭和38年4月2日以後に生れた児童（昭和48年3月31日まで）

75才以上の方に

医療費を支給

カードは福祉事務所で………

10月1日から、75才以上の方がたがお医者さんにつかかった場合、そのかかった医療費を市役所でお支払いしています。

今までの医療費の給付は、満80才以上の方がたのみに支給してきましたが、先月の広報紙でもお伝えしたように、9月の定期市議会で、支給の年令を80才から75才に引下げすることを決めましたので、さっそく10月1日から、75才になられた方にも、医療費を支給しております。

この老人医療費の支給は、今までのように年金を受けている方そして収入がたくさんある方には支給しないというよなものではなく、75才になると、だれでももらえる制度に変わっています。

各地区の敬老会でも、このことが話しされたこととあります。75才以上の方でも「支給対象者証」（カード）を持っていないと支給されないことになっています。

カードは、福祉事務所に皆さんのが加入している、健康保険証や国民健康保険証と印かんをお持ちになれば、すぐ差しあげますので、まだ、カードを持つていない方はお医者さんにかかる前に、もらっておいてください。



▲ 年4月1日現在で10才に満たない児童となり
昭和49年4月1日からは、完全実施されることにな
っています。

<軍人恩給改定>

戦地外の戦務に対しても恩給を加算

(1) 戦地外戦務加算

普通恩給の加算年算入は、これまで戦地に限り認められていましたが、昭和46年10月1日恩給法の一部改正により戦地外戦務の加算が下記のとおり認められました。

この期間に下記部隊の在隊者は、実務1カ月に対して1カ月の加算が認められます。

記

指定期間	部隊等名	
自昭19年3月27日	在北海道・樽太部隊 同地部隊に往復した船舶部隊(その往復期間)	
至昭20年9月2日	在台湾・南西諸島部隊 同地部隊に往復した船舶部隊(その往復期間)	
自昭19年4月1日	新島支隊・八丈島支隊 同地支隊に往復した船舶部隊(その往復期間)	
至昭20年9月2日	自昭19年5月3日	近衛第3・第44・第72 ・第77・第84・第86 ・第93の各師団, 戦車第4師団
自昭19年7月10日	第47師団	
至昭19年11月23日	第73師団	
自昭19年7月10日	昭19年5月3日から同7 月23日までの間に動員さ れた部隊	
至昭20年9月2日	第36軍司令部第81師団 独立混成第6566・67 旅團，在内地・朝鮮・關東州の警備隊司令部，特設警 備大・中隊，特設警備工兵隊	
動員下令の日から 至昭20年9月2日		

道路侵害の立木は
伐採しよう

道路を巡回すると、ほうぼうに立竹木が道路にてているのが見受けられます。これでは、車輌等が満足に通れず、道巾の狭いところでは事故の原因になると思われます。これからは冬の季節にもなり、除雪車は年々大型化されていているので、このような立竹木等が道路を侵害していると除雪車も入っていけず、火事、その他緊急時にも大変なことがあります。

また、せっかく防犯灯を設置しても枝等により暗くその機能が十分果せなくなっているために事故を招くこともあります。

市においても、係員が巡回して、このようなところがあればその都度、みなさんにお願いして伐採等をしておりますが、もう一度家のまわり、町内等を見て、このようなところがあつたら伐採等の協力をして下さい」とお願いします。

④児童手当を受けるための手続きは

児童手当の支給を受けるためには、市長に認定請求書を提出しなければなりませんので、市の福祉事務所に申してください。

なお、認定請求書の受付は11月1日からはじめますので該当すると思われる方は、健康保険証と印かんを持参して請求の手続きをとってください。

公務員と三公社にお勤めの方は勤め先に申しでてください。

⑤児童手当の支給は

児童手当は、市長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、毎年度6月、10月、2月の3回に分けてそれぞれ前月までの分を支払います。

なお、昭和47年1月分と2月分は3月に支払います。請求の手続きその他、この制度について詳しくお知りになりたいがありましたら、市の福祉事務所にお問い合わせください。

(2) 各種職務加算について

種別	職務内容	実務	加算
航空	航空機搭乗員が勤務に服した場合	1カ月	2カ月以内
航空基地整備員が勤務に服した場合	"	1カ月	"
潜水艦乗員が勤務に服した場合	"	"	"
戦車戦車の搭乗勤務に服した場合	"	15日	
辺境不健康な地域に引続き1年以上在勤した場合	職務をもって辺境または不健康な地域に引続き1年以上在勤した場合	1カ年	6カ月
不健康業務	有毒ガス、爆薬類の研究・製造または病院等の伝染病、病院勤務6カ月以上	6カ月	3カ月
遠洋航海	遠洋航海又は1年以上引続き艦隊勤務編隊艦船に乗り準戦訓練に服した場合	1カ月	10日

◎旧軍人等に対する一時恩給の支給について

この法律の該当者は、加算を含む伍長の期間が1年以上となり、連続3年以上7年末満実役した旧軍人等に支給する。実役期間には軍属から軍人になつても可。なお7年以上は旧法により時効となつた。

◎旧軍人等に対する一時扶助料支給について

一時恩給該当となる者が、在隊中または復員してから昭和46年9月末までに公務傷病によらないで（平病）死亡した場合、その遺族に対し一時扶助料を支給する。

◎この法律は昭和46年10月1日から施行し、この事務手続等については、大館市福祉事務所生児童係で担当しています。（TE L2局1212番（内線）247番）